

第822回 教育委員会会議録

日時

令和元年10月23日（水）午後1時30分

場所

神山小学校

出席者

1番 教育長	勝亦 重夫	2番 委員	芹澤 えつ子
3番 委員	長田 光男	4番 委員	勝又 英和
5番 委員	大西 孝明	6番 委員	佐藤 朋裕

陪席者

教育部長	教育総務課長
教育総務課副参事	学校教育課長
学校教育課課長補佐	社会教育課長
社会教育課図書館長	社会教育課課長補佐
学校給食課長	学校給食課副参事
西学校給食センター所長兼高根学校給食センター所長	

事務局

教育総務課副参事	教育総務課主任
----------	---------

議事

御教議第45号	御殿場市社会教育指導員設置規則を一部改正する規則の制定について
御教議第46号	御殿場市青少年センター規則を一部改正する規則の制定について
御教議第47号	御殿場市青少年活動推進委員規則及び御殿場市少年活動指導員設置規則を廃止する規則の制定について
御教議第48号	学校医の委嘱について
御教議第49号	令和元年度就学援助について

開会

教育長

本日は委員全員の出席をいただいておりますので、委員会は成立いたします。ただ今から御殿場市教育委員会10月定例会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配布してございます日程により進行いたします。ご了承願います。

それでは会議録署名人の指名を行います。教育長の指名により決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、こちらから指名いたします。3番長田光男委員と4番勝又英和委員をお願いいたします。

次に会期であります、本日1日間といたします。

なお定例会終了後、委員会協議会を開催いたしますのでよろしく申し上げます。

教育長報告

教育長

学校では年度の中間を過ぎたということで、大きな行事が行われています。修学旅行や学校のお祭りがあり、準備に取りかかっています。

各学校では前期の学校評価が出ましたので、その評価を受け修正をしながら学校運営を進めているところです。静東教育事務所からは、参事が各学校を回る人事管理訪問を行っております。学校や先生の様子を確認に行くのですが、どの学校も落ち着いて子どもたちも明るい表情で勉強に取り組んでいます。

現在、神戸市の教職員間のいじめが大きな問題となっています。学校現場でも不登校やいじめの件数が増えているというのが問題となっていますが、教職員間のいじめというよりも、これは傷害事件ということで、子どもや保護者、社会から見ても教育界の信用は大きく失墜しているという状況です。

御殿場市でも子どもたちに人権感覚を身につけさせて欲しいということで、先生方にもお願いしております。いじめ問題は人権意識がきちんと持てるか、子どものうちに身につけないと後の人間関係に影響がありますので、これをきっかけにきちんと引き締めて先生方には取り組んでいただきたいと思います。

9月19日 定例教育委員会
市議会定例会
人事評価面談

教育長

人事評価面談ですが、各学校の校長先生と行います。教職員は年に2回人事評価を行い、給与に反映させるという制度です。

9月20日 交通安全運動
市議会定例会
試験委員会

教育長

交通安全運動ということで参加してまいりました。教職員の交通事故がなかなか減らないという現状がありますが、事故のないように働きかけていきたいです。

9月21日 第22回名画劇場

9月22日 ごてんば市民芸術祭オープニングセレモニー

9月24日 部長連絡会
庁議

9月25日 人事評価面談

9月26日 就学支援委員会

教育長

第2回目になります。この委員会をもって通常学級か、特別支援学級が望ましいか判断を行っています。この委員会にあがってくる児童生徒の数は年々増えているという状況となっています。

9月27日 県校長会研究大会挨拶

9月28日 御殿場市ふれあい広場

9月29日 MOA美術館表彰式

教育長

御殿場地区、小山地区の受賞者の表彰式ということで行ってまいりました。絵画、書写ともに応募作品の多い美術展です。

9月30日 部長連絡会
校長会
定例記者会見

10月 1日 教育委員辞令交付式
臨時教育委員会
当初予算示達

教育長

長田委員就任ということで教育委員の辞令交付式が行われました。

10月 3日 市議会定例会

10月 4日 国際交流出発式
試験委員会

教育長

国際交流出発式がありました。毎年各中学校から2名、オレゴン州のビーバートン市に行っております。

10月 5日 社会福祉大会

10月 6日 市スポーツ祭開会式

10月 7日 部長連絡会

校長会

10月 8日 園長会

10月 9日 教頭研修会
庁議

10月10日 第3回東部地区教育長会

教育長

次年度の人事についての動き出しということで、東部地区教育長会に出席いたしました。

10月11日 人事管理訪問（朝日小学校・富士岡中学校）

10月12日 台風19号への対応

10月13日 台風19号への対応
市民大学講座開講式

教育長

台風の影響もあり大変でしたが、市民大学講座では危機管理監が地域防災について講義を行いました。

10月15日 部長連絡会

10月16日 人事管理訪問（富士岡小学校・南中学校）

10月17日 人事管理訪問（原里小学校）

10月18日 なかよし交流会・作品展

教育長

御殿場市、小山町特別支援学級の児童生徒の交流会になります。児童生徒の増加によりまして、一同に会しての運営がなかなか難しいという課題がありました。御殿場、小山全体の交流会は今回で最後、それぞれの地区ごとの交流会は継続してまいります。

10月20日 モラロジー生涯学習セミナー

10月21日 人事管理訪問（東小学校・御殿場南小学校）
市表彰受賞者の会総会

教育長

以上、教育長報告となります。

議事

教育長

それでは、はじめに当局から一言お願いします。

教育部長

読書、文化、食欲の秋ということで、給食もいただきました。まさに教育委員会の季節ということでございます。先日から教育委員の皆さま方におかれましては、市民芸術祭のオープニングセレモニーをはじめ、各種展示会等にご出席ご観覧賜りましてありがとうございます。今後もまだまだ続きますが、時間の都合がつけば引き続きご観覧賜りますようお願い申し上げます。

先日の教育委員会歓送迎会におかれましては、ご出席の皆さまと親睦が深められ、有意義な情報交換ができました。ありがとうございました。

台風19号関連の被害状況を報告させていただきます。教育委員会関連の施設では若干の雨漏り等の被害が報告されていますが、大きな被害はありません。市民会館では天井の仕上げ素材が落下しました。青少年広場では、隣接する山のがけ崩れによる土砂の流入がありました。復旧には時間と費用がかかります。東山の旧岸邸では、管理棟で床上浸水いたしました。YMC A東山荘の入り口付近に県指定の文化財であります東山のサイカチ、こちらが高さ3メートルほどのところから折れてしまいまして、このところで切ってしまいました。以上台風関連の被害状況です。

市役所では先週末でクールビズが終了いたしました。今年はクールビズが終わった後、急に寒くなり、今日は暑いという状況です。教育委員の皆さまも体調には十分お気を付けていただきたいと思います。

本日は、議案が5件となっております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

教育長

それでは、議事に入ります。

御教議第45号

御殿場市社会教育指導員設置規則を一部改正する規則の制定について

教育長

御教議第45号「御殿場市社会教育指導員設置規則を一部改正する規則の制定について」を議題といたします。

社会教育課長

それでは、御教議第45号につきまして内容説明を行います。お手元の資料をご覧ください。今回の改正は地方公務員法及び地方自治法の改正により会計年度任用職員制度が設けられたこと、非常勤特別職の定義が変更されたこと、及びこれらの法に関係のある諸条例が改正されたことに伴い、規則の変更を行うものです。

概要についてご説明いたします。はじめに、この度の規則の改正の要旨につきましては、資料にありますように従来各地方公共団体において様々であった臨時、非常勤職員の任用及び勤務条件等に関する取り扱いを統一し、制度の適切な運用を確保するため、地方公務員法及び地方自治法が改正され、来年4月1日から施行されることになりました。9月市議会定例会において、当市における臨時、非常勤職員の制度見直し、関係条例の改正がされたため、関係規則の改正を行うものであります。改正の概要につきましては、大きく分けて2点となります。1のとおり、これまで法令上その取り扱いが不明確であった一般職の非常勤の職員について、新たに会計年度任用職員の制度を設け、任用服務規律、給付等について明確に規定されました。次に、2のとおり、任用の条件が厳格化されました特別職の非常勤職員は、専門的な知識経験等に基づき助言調査等を行うものに限定されました。なお、これらの職の整理の概要につきましては、図をご覧くださいと思います。特別職非常勤職員から労働者性が高い、すなわち拘束性が高く上司の指揮監督下で業務を遂行する職につきましては今後は一般職となり、会計年度任用職員に移行するものです。

次に御殿場市における特別職非常勤職員制度の見直しについて説明いたします。これまで当市において特別職の非常勤職員として規定されていた職のうち、社会教育指導員等については、労働者性が高いと認められるため一般職に移行します。一方、地方公務員法の服務規程に基づく義務を課す必要までは認められないと考えられる職については、地方公務員としての任用からは外れ、行政ボランティアとして整理することとなり、具体的には青少年活動推進委員、青少年補導委員等があげられます。

では、御殿場市社会教育指導員設置規則を一部改正する規則の制定についてをご説明いたします。議案書をご覧ください。社会教育指導員は社会教育関係団体の育成、指導又は社会教育の特定の分野についての指導相談等を職務としており、教育一般に関し豊かな識見を有し、かつ社会教育に関する指導技術を身につけている方を教育委員会が任命しています。具体的な事業としましては、補導関係、青少年対策事業、電話相談はればれダイヤル、家庭教育学級事業、図書館事業等の業務を行っているところです。第3条の任命について、先ほどご説明のとおり非常勤の一般職と改めるものでございます。第5条の任期から第8条の任用

及び費用弁償につきましては、上位法令となる市会計年度任用職員の給与等に関する条例等により規定される内容となるため、削除するものです。附則ですが、この規則は令和2年4月1日からの施行となります。以上説明とさせていただきます。

教育長

ただ今、御教議第45号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

質疑も無いようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第45号「御殿場市社会教育指導員設置規則を一部改正する規則の制定について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第46号

御殿場市青少年センター規則を一部改正する規則の制定について

教育長

続いて、御教議第46号「御殿場市青少年センター規則を一部改正する規則の制定について」を議題といたします。

社会教育課長

それでは、御教議第46号につきまして内容説明を行います。議案書をご覧ください。新旧対照表でご説明させていただきます。本議案は、補導委員が今回の地方公務員法等の改正により特別職の非常勤職員から外れるため、文言整理をするとともに改正を行うものです。第7条の任命では、補導委員が行政ボランティアという扱いになるため、任命を削除するものです。第8条の補導委員の業務では、現在補導委員に交付している補導委員証等について明確になるよう位置付けるために新たに規定するものです。第9条では、謝礼を出せるよう新たに規定をしたものです。第10条では解嘱を、別記様式では補導委員証について新たに規定するものです。附則ですが、この規則は令和2年4月1日からの施行となります。

以上で内容説明を終わります。

教育長

ただいま、御教議第46号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

大西孝明委員

地方公務員として外れるということで、青少年活動推進委員、青少年補導委員等はそれぞれの地域でやっているのですが、行政ボランティアの人としての窓口は、地域が窓口になるということですか。

社会教育課長

今回、規則の改正はありますが、内容についてはこれまでと同じように行う予定です。行政ボランティアという扱いになりますが、これまででは地方公務員として委嘱をするという方法をとっていましたが、今後は委嘱をしないで、ボランティア的な扱いで謝礼を出すという形で行っていきたいと考えております。

教育長

今回の青少年活動推進委員、青少年補導委員については窓口となるのは社会教育課で中身は変わらない、扱いが行政ボランティアということに変わるということですね。他に質疑はございませんか。

教育長

質疑も無いようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第46号「御殿場市青少年センター規則を一部改正する規則の制定について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第47号

御殿場市青少年活動推進委員規則及び御殿場市少年活動指導員設置規則を廃止する規則の制定について

教育長

続いて、御教議第47号「御殿場市青少年活動推進委員規則及び御殿場市少年活動指導員設置規則を廃止する規則の制定について」を議題といたします。

社会教育課長

議案書と資料をご覧ください。まず御殿場市青少年活動推進委員規則についてご説明いたします。青少年活動推進委員は、これまで説明の地方公務員法等の改正により、特別職の非常勤職員から外れること、また現在実施している青少年チャレンジ体験事業等の事業によりこの規則の目的である次世代を担う青少年の健全な育成を図る、という目的を達成することが可能なため、廃止をするものでございます。

次に、御殿場市少年活動指導員設置規則の廃止について説明いたします。以前は中学校の部活動の補助員等を委嘱しましたが、20年以上指導員を委嘱しておりません。少年活動指導員は、青少年活動推進委員と同様に、今回の地方公務員法等の改正により特別職の非常勤職員から外れること、また現在は生徒が部活動ではなく、外部のクラブチームに所属する生徒もいることなど、設置当初と時代背景が変わっており、今後も委嘱する予定はないことなどから廃止するものです。

以上で内容説明を終わります。

教育長

ただいま、御教議第47号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

勝又英和委員

少年活動指導員についてですが、教師の多忙化の観点から、部活動については積極的に外部講師を取り入れてはどうかという話が以前からありました。ここ20年、少年活動指導員はないから廃止するということでした。廃止になって立場的にはボランティアということになるかと思いますが、教師の多忙化をできるだけ解消しようという観点からみると逆行しているように受け止めますが、いかがでしょうか。

社会教育課長

少年活動指導員を廃止する理由といたしまして、ひとつは、特別職の非常勤職員から外れるということで、この規則は今後このまま使うことが出来なくなります。次に、規則につきましては20年以上制度を活用していません。過去の担当者にも確認しましたが、当時の状況で何の為に規則を作ったか、部活動の補助というくらいの回答しか得られませんでした。

今回、少年活動指導員の規則はこのままでは使えなくなりますので、廃止させていただき、

教員の多忙化解消の部分については、必要な時に、必要な規則を設置の要旨を十分に検討したうえであらためて対応したほうがよろしいのではないかと考えます。

芹澤えつ子委員

20年以上活用されていないということでしたが、現在中学校によっては外部コーチを招いている学校もあると思いますが、そういった方々の立場はどういった形でしょうか。

社会教育課長

この規則に基づく少年活動指導員という立場ではありません。

学校教育課長

外部指導員ですが、固有名詞として文部科学省が指定する外部指導員という制度があります。一定の基準に基づいた方は県教育委員会を通じて文部科学省が予算をつけていますので、そちらに申し込めば外部指導員をお願いすることができます。しかし、条件がありますので、御殿場市含めて多くの市町で手を挙げて活用するという段階にはなっておりません。教員の多忙化についてはこういった国からの支援もあって変わっていくことが予想されます。現状については、部活動補助者、いわゆるボランティアとして来ていただいていたたり、各学校で対応しているところです。

教育長

この規則ができた昭和49年から比べると、学校を取り巻く状況と部活動の関係はどんどん変わっています。実際には使える中身でない規則になってしまっていて、地方公務員法等の改正により、今後も使えなくなってしまうということです。

勝又英和委員

本議案は前2号と同じく、法改正に伴う廃止ということですので、承認はいたしますが、現在も各学校でそれぞれ対応している外部からのコーチ等については、教員の多忙化解消の部分からも、市として統一した指針を示していったほうが良いのではないかなと考えます。

学校教育課長

放課後の子どもたちの生活について、部活動のあり方は以前と大幅に変わっています。部活動に関しては教職員の負担をなるべく減らしていけるように調整していければと思います。

佐藤朋裕委員

現在の対応については完全に各学校での対応ということでしょうか。謝金や交通費の関係などがあるとすると、それも統一しないで各学校に任せているということでしょうか。

教育長

現実的には謝金等はなく、ボランティアとしてお願いしています。これは市内で統一しております。

教育部長

お金を支払うということは、当然そこに責任が発生します。その部分をクリアしない限り、ちゃんとした謝金を支払うということは難しいです。今回の地方公務員法の改正の趣旨ですが、今まで臨時職員という職員がいました。これをふたつ、職員かボランティアか区分を明確にするということです。今回の議案についてはボランティアに分けられた、ということとやる事は変わりません。位置づけが変わったということと理解していただければと思います。

教育長

文部科学省の外部指導員ですが、国、県、市それぞれが負担して謝金を出そうということで制度があります。ただし学校に投げかけても積極的に使おうという声がありませんので、制度の活用についての調査を行っている状況です。制度は整えるので実際に動かすためにどうしようという状況ですのでご承知いただければと思います。その他質疑はございませんか。

教育長

他に質疑も無いようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第47号「御殿場市青少年活動推進委員規則及び御殿場市少年活動指導員設置規則を廃止する規則の制定について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第48号 学校医の委嘱について

教育長

次に、御教議第48号「学校医の委嘱について」を議題といたします。

学校教育課長

それでは内容説明いたします。お手元の議案書をご覧ください。本件につきましては原里小学校の他4校の学校医、耳鼻科担当であります医師が体調を崩され、学校医の職務遂行が困難となったため、御殿場市医師会と協議のうえ、医師会より推薦がありました耳鼻科医師へ原里小学校他4校の学校医を委嘱するものです。説明は以上です。

教育長

ただいま、御教議第48号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

質疑も無いようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第48号「学校医の委嘱について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第 49 号 令和元年度就学援助について

教育長

それでは、御教議第 49 号「令和元年度就学援助について」を議題といたします。本案は秘密会といたします。

(秘密会)

教育長

それでは内容説明をお願いします。

教育総務課長

ただいま議題となりました、御教議第 49 号につきまして、内容説明をいたします。

(内容説明)

教育総務課副参事

それでは、具体的な内容につきましてご説明申し上げます。

(内容説明)

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長

ただいま、御教議第 49 号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

(質疑)

教育長

他に質疑も無いようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第 49 号「令和元年度就学援助について」を原案どおり承認することに決しました。

その他・閉会

教育長

それでは、秘密会を解いて会議を続行いたします。他に皆さまから協議、確認事項等ございますでしょうか。

教育長

それでは他に無いようですので、以上をもちまして御殿場市教育委員会10月定例会を閉会といたします。

午後 2時25分閉会

会議録署名人

上記のとおり相違ないことを証明するため署名する。

3番委員

4番委員
